

さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月31日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第56号

さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（やむを得ない事情）</p> <p>第2条 条例第16条第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 条例第16条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって、公募によらず選考により採用されたもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして市長の定める者</u></p> <p><u>2 条例第16条第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、第2条各号に掲げる事情とする。</u></p> <p>3 条例第16条第3項の同条第1項の規定による</p>	<p>（やむを得ない事情）</p> <p>第2条 条例第16条第1項及び第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 条例第16条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社に使用される者</p> <p>(2) 前号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして市長の定める者</p> <p><u>2 条例第16条第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u></p> <p>3 条例第16条第3項の同条第1項の規定による</p>

単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第1号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員（第1項各号に掲げる者に限る。）となり、又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をいう。以下同じ。）をされ、これらに伴い」と、第1号から第5号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第2号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員（第1項各号に掲げる者に限る。）となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) [略]

単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第1号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をいう。以下同じ。）をされ、これらに伴い」と、第1号から第5号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第2号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。